【介護支援分野】一問一答 1時間の学習に!!試験日まで活用!!

【保険者・都道府県・国の責務】

- 問題1 財政安定化基金の設置は、都道府県である。
- 問題2 財政安定化基金拠出金の納付は都道府県である。
- 問題3 指定市町村事務受託法人の指定は、市町村の事務である。
- 問題4 第2号被保険者負担率は、市町村の事務である。
- 問題 5 第 1 号被保険者の保険料率の決定は市町村の事務である。

【要介護認定】

- 問題1 申請について、被保険者は介護認定審査会に申請しなければならない。
- 問題 2 介護保険の被保険者証が交付されていない第 2 号被保険者が申請をするときは、医療保険被保険者証を 提示する。
- 問題3地域包括支援センターは、申請に関する手続きを代行することができる。
- 問題 4 新規の認定調査は、指定市町村事務受託法人に委託することができない。
- 問題 5 要介護状態区分変更の申請には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 問題6 新規認定の効力は、申請日にさかのぼって生ずる。
- 問題7 要介護認定の処分の決定が送れる場合の処理見込期間の通知は、申請日から60日以内に行わなければならない。
- 問題8 更新認定の申請ができるのは、原則として、有効期間満了の日の30日前からである。
- 問題9 更新認定の申請は、有効期間満了の日の60日前からである。
- 問題 10 更新認定の効力は、更新のための認定調査を受けた日から生じる。

【法改正】

- 問題 1 2020(令和 2)年の介護保険法改正について、市町村は、地域ケア会議を置くように努めなければならない こととされた。
- 問題 2 2020(令和 2)年の介護保険法改正について、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスが創設された。
- 問題 3 2020(令和 2)年の介護保険法改正について、一定以上の所得がある第 1 号被保険者の介護給付及び予防給付の利用者負担割合が 3 割とされた。
- 問題 4 2017 (平成 29) 年介護保険制度改正について、改正の趣旨は、地域包括ケアシステムの強化である。
- 問題5 2017 (平成29) 年介護保険制度改正について、共生型居宅介護支援を創設した。
- 問題 6 2017 (平成 29) 年介護保険制度改正について施設サービスとして、介護医療院サービスを追加した。
- 問題 7 2017 (平成 29) 年介護保険制度改正について、市町村介護保険事業計画に、自立支援、介護予防、重度 化防止等への取組を記載することとした。

第22回 問題1 2017(平成29)年の介護保険制度改正について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護医療院の創設
- 2 共生型サービスの創設
- 3 看護小規模多機能型居宅介護の創設
- 4 介護給付及び予防給付に係る3割負担の導入
- 5 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の介護予防・日常生活支援総合事業への移行

【一問一答】

- 問題1 市町村は、要介護認定における新規認定調査を指定市町村事務受託法人に委託することができる。
- 問題2 要介護認定について介護保険施設は、申請代行ができる。
- 問題3 介護保険法第2条には基本理念として「居宅における自立した日常生活の重視」が規定されている。
- 問題4 介護保険は、地域保険に分類される。
- 問題 5 地域密着型通所介護は、特定地域密着型サービスである。
- 問題 6 認定調査票の基本調査項目には、過去 14 日間に受けた特別な医療に関する項目が含まれる。
- 問題 7 市町村は、被保険者が要介護者・要支援者に該当しなくなったと認められるときや、正当な理由なく市町村による調査や主治医意見書のための診断命令に応じないときは、有効期間満了前でも認定を取り消すことができる。
- 問題8 新規認定の有効期間は原則6か月であるが、3か月~12か月の範囲を設定することができる。
- 問題 9 介護サービス等を受けた被保険者が、サービス提供事業者にその費用の全額を支払った後、保険者である市町村から、その費用の 9 割(8 割または 7 割)に相当する額の払い戻しを受ける方式を償還払いという。 問題 10 福祉用具購入費は償還払いである。

【地域支援事業・初級編】

- 問題 1 介護予防・日常生活支援総合事業について包括的支援事業の一部である。
- 問題2 介護予防・日常生活支援総合事業について地域支援事業の一部である。
- 問題3 生活支援体制整備事業は包括的支援事業である。
- 問題4 認知症総合支援事業は包括的支援事業である。
- 問題 5 介護予防把握事業は包括的支援事業である。
- 問題 6 在宅医療・介護連携推進事業は包括的支援事業である。
- 問題7 介護給付等費用適正化事業は任意事業である。
- 問題8 地域リハビリテーション活動支援事業は任意事業である。
- 問題9 認知症総合支援事業は、地域包括支援センター以外に委託できる。
- 問題 10 権利擁護事業は、地域包括支援センター以外に委託できる。

【地域支援事業・中級編】

- 問題 11 要支援者は、介護予防・生活支援サービス事業の対象となる。
- 問題 12 要介護の第1号被保険者は、一般介護予防事業の対象となる。
- 問題13介護予防ケアマネジメントについては、サービス担当者会議を行う必要がない場合がある。
- 問題14介護予防ケアマネジメントについては、モニタリングを行う必要がない場合がある。
- 問題 15 介護方法の指導など要介護被保険者を現に介護する者の支援のための事業は、介護予防・生活支援サービス事業に含まれる。
- 問題 16 介護予防・日常生活支援総合事業の財政には、第2号被保険者の保険料が含まれる。
- 問題 17 包括的支援事業は、第2号被保険者の保険料が含まれる。
- 問題 18 一般介護予防事業には、介護予防に関するボランティア等の人材の育成が含まれる。
- 問題 19 第 1 号介護予防支援事業の実施について、地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業所に委託することができない。
- 問題 20 第 1 号介護予防支援事業の実施について、利用者本人が居住していない地域の地域包括支援センターでも、実施が可能である。

【地域支援事業・上級編】

第 21 回 問題 13 地域支援事業の在宅医療・介護連携推進事業として市町村が実施することとされているものはどれか。3 つ選べ。

- 1 地域住民への普及啓発
- 2 医療・介護関係者の研修
- 3 地域在宅医療推進員の設置 4 地域の医療・介護の資源の把握
- 5 地域リハビリテーション活動支援体制の構築

第 20 回 問題 20 生活支援体制整備事業において生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の機能として規定されている内容について正しいものはどれか。3 つ選べ。

- 1 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- 2 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- 3 要支援認定に係る認定調査の状況のチェック
- 4 地域支え合いの観点からのケアプランの点検
- 5 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ

【解答】

【保険者・都道府県・国の責務】

問題 1 ○ 問題 2 × 問題 3 × 問題 4 × 問題 5 ○

【要介護認定】

問題 $1 \times$ 問題 $2 \bigcirc$ 問題 $3 \bigcirc$ 問題 $4 \times$ 問題 $5 \times$ 問題 $6 \bigcirc$ 問題 $7 \times$ 問題 $8 \times$ 問題 $9 \bigcirc$ 問題 $10 \times$

【法改正】

問題 $1 \times$ 問題 $2 \times$ 問題 $3 \times$ 問題 $4 \bigcirc$ 問題 $5 \times$

問題6 ○ 問題7 ○

第22回 問題1 (1・2・4)

【一問一答】

全部○問題

【地域支援事業】

問題 1 X 問題 2 \bigcirc 問題3 \bigcirc 問題4 \bigcirc 問題 5 X 問題 6 問題7 問題8 問題9 問題 10 \bigcirc \bigcirc \bigcirc × × 問題 11 〇 問題 13 〇 問題 12 〇 問題 14 〇 問題 15 X 問題 16 ○ 問題 17 🗙 問題 18 〇 問題 19 🗙 問題 20 🗙 【1 · 2 · 4】 第 20 回 $[1 \cdot 2 \cdot 5]$